

※どちらの手続きも必ず電話予約が必要です

I 申請時来庁方式 ※所要時間：1人あたり約20分

来庁して申請書を提出し、後日、個人番号カードが郵送される方式です。
通知カードが届き次第、受け付けます。

【受付窓口】

市役所市民課、山手出張所、清音出張所、北出張所、西出張所、昭和出張所

【受付時間】

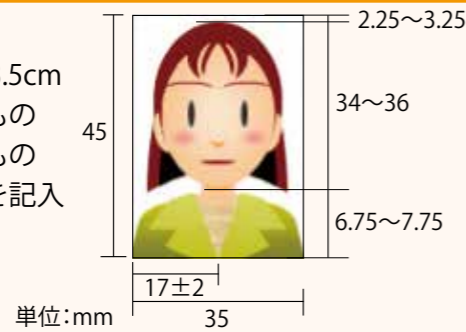
月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで（土・日曜日、祝祭日、年末年始は除く）

【申請時に持って来ていただく書類】

通知カード、交付申請書、顔写真、本人確認書類、印かん（認印）、住民基本台帳カード（取得者）

顔写真について

- ・サイズ 縦4.5cm、横3.5cm
- ・6か月以内に撮影したもの
- ・無帽、正面、無背景なもの
- ・裏面に氏名、生年月日を記入



所要時間が短い
申請時来庁方式がおすすめ!



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

本人確認書類

- 1点でよいもの 運転免許証、パスポート、在留カードなど
- 2点必要なもの 健康保険証（後期高齢者健康保険証、介護保険証など）

【個人番号カードの交付方法】

平成28年1月以降、本人限定受取郵便で送付します。

II 交付時来庁方式 ※所要時間：1人あたり約45分

申請は郵送などで国の委託機関へ行い、個人番号カード交付時に来庁する方式です。
申請方法は、通知カードとともに送付される説明用パンフレットをご覧ください。

【交付場所】

市役所市民課、山手出張所、清音出張所（※北・西・昭和出張所では手続きができません）

【交付時間】

月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで（土・日曜日、祝祭日、年末年始は除く）

【交付時に持って来ていただく書類】

通知カード、本人確認書類、住民基本台帳カード（取得者）、個人番号カード交付通知書、印かん（認印）

本人確認書類

- 1点でよいもの 運転免許証、パスポート、在留カードなど
- 2点必要なもの 健康保険証（後期高齢者健康保険証、介護保険証など）



個人番号カード交付通知書

【個人番号カードの交付方法】

平成28年1月以降、交付通知書が自宅へ届いてからの交付となります。
本人確認を行うため、場合によっては写真撮影などが必要となります。

予約先・問い合わせ 市民課戸籍住民登録係 ☎8370

10月からスタート

マイナンバー制度

個人番号カードの発行手続きをご案内します

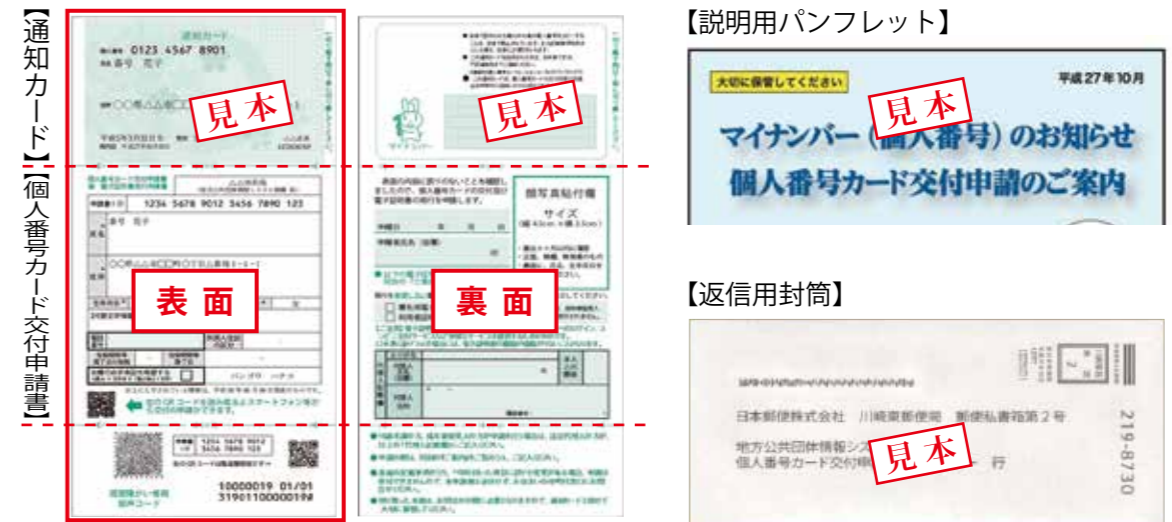
個人番号カードのメリット

- 1、本人確認の際に公的な身分証明として利用できます。
- 2、個人番号を証明する書類として利用できます。
番号法施行後は、就職・転職・出産育児・年金受給などの場面で個人番号の提示が必要となります。
- 3、電子申請で税の確定申告（e-Tax）などができます。
- 4、自己情報の閲覧ができます。
自分の特定個人情報をいつ・誰が・情報提供したのかをマイナポータル（インターネットから個人情報のやり取りの記録が確認できるシステム。平成29年1月から運用開始予定）で確認できます。
- 5、初回の交付手数料は無料です

※個人番号カードの発行に伴い、住民基本台帳カードの発行が12月22日(火)を期限に行うことができなくなります。新規登録または延長を希望する場合は、11月20日(金)までに申請してください。

個人番号カード申請・交付手続きの流れ

10月以降、通知カードと合わせて必要書類が簡易書留で送付されます



通知カードはなくさないように大切に保管してください
(個人番号カードを取得するまでは、住所異動などに必要です)

— 選べる2つの申請方法 —

I 申請時来庁方式
来庁して申請

どちらか一方を選択

※詳しくは次のページをご覧ください

II 交付時来庁方式
郵送などで申請